

## 令和3年度採用試験問題

### 【民法】

Yは、父Aから、A所有の甲建物を賃借し、アパレルショップを営んでいた。ある日、Yは、甲建物の外壁に、ペンキで、特徴的なネズミの絵（以下「乙壁画」という。）が描かれているのを発見した。Yは憤ったが、もしやと思い、知り合いの美術商に見せたところ、「これは著名なグラフィティアーティストBの作品に間違いない」とのことであった。これを奇貨としたYは、Aに無断で、乙壁画を甲建物の外壁から分離した上で、これを美術品のコレクターであるXに代金100万円（Bの作品であった場合の時価相当額）で売却する契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。その際、Yは、「これは著名なグラフィティアーティストBの作品である。専門家の確認も取れている。」と説明しており、Xはこの言葉を信じて乙壁画の購入を決意したものであった。

ほどなくして、Aは本件売買契約のことを知らないまま急死し、AをYが単独相続した。

以上の事実を前提として、次の(1)及び(2)に答えなさい（なお、(1)と(2)は相互に独立した設問である。）。

- (1) Yは、人気のBの作品であればもっと高額で売却できるかもしれないと惜しくなり、Xに乙壁画を引き渡そうとしない。Xは、Yに対し、乙壁画の引渡しを求めることができるか。想定されるYの反論を踏まえて論じなさい。
- (2) XはYに代金を支払い、YはXに乙壁画を引き渡した。ところが、その後、乙壁画はBの作品ではなく、その市場価値はほとんどないことが判明した。Xは、Yに対し、どのような主張をすることができるか。